

親 医療証をお持ちの方へ

平成30年8月診療分から 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い 一部負担の上限額が変わります

【一部負担額】

81136...	①部	1割負担	外来 上限	14,000円/月 年間上限144,000円	入院 上限	57,600円/月 多数回該当44,400円
	①食	入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の負担があります。				
81137...	①食	外来・入院の一部負担はありません。 ただし、入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の負担があります。				

①部…同一の医療機関で、1か月の負担額が上記の額に達したときは、その医療機関でのその月の窓口負担はありません。

①食…入院時の食事代等は所得の状況などによって軽減されることがあります。詳しくは、加入している医療保険又は高齢者医療担当課へお問合せください。

【高額医療費の支給】（81136…で始まる医療証をお持ちの方へ）

○ 一部負担金（入院時の食事代等は含みません。）が一定額を超えた場合には、お住まいの区市町村へ申請することにより、後日超過額が払い戻されます。

※1 個人ごとに支払った外来一部負担金の合計が、1か月14,000円を超えた額。

※2 ①親世帯ごとに支払った一部負担金の合計が、1か月57,600円を超えた額。

（過去12か月以内に3回以上、57,600円を超えた場合は、4回目からは「多数回」となり上限額が44,400円に下がります）

※3 個人ごとに支払った外来一部負担金の合計（上記※1・2で支給された額を除く）が、1年間で144,000円を超えた額。
詳しくは、お住まいの区市町村にお問い合わせください

お持ちの医療証について

◎ 現在お持ちの医療証は、期限満了までそのままお使いいただけます。

更新手続きの必要はありません。

◎ 受診の際には、医療証と被保険者証を必ず窓口へ提出してください。

【有効期限】

平成30年1月1日から
平成30年12月31日まで

(藤 色)

お問い合わせは、お住まいの区市町村又は東京都福祉保健局まで
東京都福祉保健局保健政策部医療助成課 03-5320-4282(直通)

東京都福祉保健局